

越監告示第 25 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、企画部の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和 4 年 11 月 8 日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 三田村輝士

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

税務課	令和 4 年 9 月 2 日～9 月 5 日
収納課（納税・債権回収室）	9 月 6 日～9 月 7 日
総合交通課	9 月 8 日～9 月 12 日
財政課	9 月 14 日～9 月 16 日
財産管理課（契約検査室）	9 月 20 日～9 月 22 日
政策推進課（ブランド戦略室）	9 月 26 日～9 月 28 日

- 4 監査の対象 令和 3 年 4 月から令和 4 年 7 月末までの所管業務全般
- 5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例、規則及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリ

スクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・補助事業等における管理事務等）を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて指導し改善を促した。

区分	指摘事項
所管課	財産管理課
表題	支払調書の記載について
<p>土地の賃貸借契約における借地料の支払いに伴い、所得税法第 225 条に基づき税務署へ支払調書を提出しているが、「支払を受ける者」欄の記入を賃貸人とすべきところ、口座名義人としていた。</p> <p>賃貸人と口座名義人が異なる事例（代理受領）において、借地料は賃貸人に帰属することから、「支払を受ける者」は賃貸人とすべきである。</p> <p>したがって、法令に基づき適切な支払調書を提出するよう事務処理を改められたい。</p>	